

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日に当たるときは、その翌日)

◇ 告 示 目 次

保険医療機関等の指定
保険医の登録

結核予防法による指定医療機関の辞退

結核予防法による医療機関の指定(二件)

林業改善資金の貸付金に係る償還金の徴収事務の委託

林業改善資金の貸付金に係る償還金の収納事務の委託

土地改良事業計画の適否の決定

開発行為に関する工事の完了

◇ 教 委 告 示

昭和五十二年鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園
園児募集要項

◇ 公 告

製菓衛生師試験の実施

◇ 雑 報

地方職員共済組合の役員の異動

告 示

鳥取県告示第七十七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十一年十月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
島 医 院	鳥取市湖山町 四一三七一	昭和五十一年九月二十六日
中嶋医院尚徳分院	米子市榎原一四一七の三	"
清水歯科医院	鳥取市立川町五丁目 一〇〇の一	十七日
船木歯科医院	西伯郡淀江町大字淀江二 六九二	十五日
林兼太郎薬局	鳥取市川端四丁目二一五	十六日
本 家 内 科	八頭郡若桜町大字浅井三 二五九の三	"

鳥取県告示第七七十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十一年十月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
穴 戸 尚	鳥医第二、一〇一号	昭和五十一年九月九日

鳥取県告示第七七十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十一年十月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

辞 退 年 月 日	指定医療機関の名称	所 在 地
昭和五十一年七月三十一日	菊 川 医 院	八頭郡用瀬町大字安蔵一〇四三番地

鳥取県告示第七八十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十一年十月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	医療機関名	所 在 地
昭和五十一年九月一日	菊 川 益 恵 医 院	八頭郡用瀬町大字用瀬四二八番地二

鳥取県告示第七八十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十一年十月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	医療機関名	所 在 地
昭和五十一年九月十八日	福田整形外科医院	鳥取市材木町一五二番地

鳥取県告示第七八十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、林業改善資金の貸付金に係る償還金の徴収の事務を鳥取県

森林組合連合会に委託したので、同令同条第二項の規定により告示する。

昭和五十一年十月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百八十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定に基づき、林業改善資金の貸付金に係る償還金の収納の事務を次の者に委託したので、同令同条第二項の規定により告示する。

昭和五十一年十月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 岩美町森林組合 智頭町森林組合
- 国府町森林組合 用瀬町森林組合
- 鳥取市森林組合 佐治村森林組合
- 鹿野町森林組合 河原町森林組合
- 青谷森林組合 鳥取県中部森林組合
- 郡家町森林組合 大山森林組合
- 船岡町森林組合 西伯森林組合
- 八東町森林組合 溝口町森林組合
- 若桜町森林組合 江府町森林組合
- 山郷森林組合 日野町森林組合
- 那岐森林組合 日南町森林組合

鳥取県告示第七百八十四号

昭和五十一年七月二十九日付けで日吉津村から申請のあつた土地改良(

海川地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十一年十月六日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
日吉津村役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百八十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年十月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十一年九月十三日 鳥取県指令受都計第四百三十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市桜谷字下堀田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八頭郡八束町大字北山四八

小林電器株式会社

代表取締役 小林群之助

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十九号

昭和五十二年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児募集を次の要項によつて実施する。

昭和五十一年十月五日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

昭和五十二年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園園児募集要項

一 募集園児数 約九十人

二 応募資格 昭和四十七年四月二日から昭和四十八年四月一日までに出生した幼児で、心身に障害がなく集団生活に適応できるもの

三 応募期間及び受付時間

- 1 応募期間 昭和五十一年十一月二十五日(木)及び二十六日(金)
- 2 受付時間 毎日十四時から十六時三十分まで

四 応募手続

1 入園志願者の保護者は、応募期間内に入園志願書を鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園(以下「県立久松幼稚園」という。)に提出しなければならない。

2 県立久松幼稚園長は、入園志願書を受理したときは、入園志願者の保護者に受付番号票を交付するものとする。

五 入園志願書の交付

1 交付の期間及び時間

- (一) 交付期間 昭和五十一年十一月十五日(月)から二十日(土)まで
- (二) 交付時間 毎日八時三十分から十六時(土曜日は、十二時)まで

2 交付場所 県立久松幼稚園

六 入園許可の決定方法

入園志願者数が募集園児数を超えたときは、抽選により入園の許可を決定する。

七 抽選の期日等

1 期 日 昭和五十一年十二月六日(月) 九時

2 場 所 鳥取市東町一丁目二〇八番地 県立久松幼稚園

3 抽選方法 受付番号票と引き換えに、入園志願者が受付番号順に行う。

八 入園許可の発表

昭和五十一年十二月六日(月) 十五時に県立久松幼稚園に掲示する。

九 注意事項

この要項に関する質疑事項は、県立久松幼稚園(電話鳥取二二局三二五二番)に問い合わせること。

公 告

製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)第4条の規定により、製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

昭和51年10月5日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者であつて、厚生大臣の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
 - (2) 学校教育法第47条に規定する者であつて、2年以上菓子製造業に従事したもの
 - (3) 製菓衛生師法の施行(昭和41年12月26日施行)の際現に菓子製造業に従事している者(学校教育法第47条に規定する者を除く。)であつて、菓子製造業に従事した期間が、製菓衛生師法施行の日において3年を超えていたもの又は同法施行の日後3年を超えるに至つたもの
- なお、旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令(昭和18年勅令第86号)による中等学校の2年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則(昭和41年厚生省令第45号)附則第2項各号の一に該当する者は、学校教育法第47条に規定する者とみなす。

2 試験の日時

昭和51年11月15日

3 試験の場所

倉吉市巖城 鳥取県倉吉保健所

4 試験科目

- (1) 衛生法規
- (2) 公衆衛生学
- (3) 食品学
- (4) 食品衛生学
- (5) 栄養学
- (6) 製菓理論及び実技

5 受験手続

(1) 受験願書の提出先

- ア 県内居住者 住所地在を管轄する保健所
 イ 県外居住者 鳥取市東町一丁目220
 鳥取県衛生環境部衛生課

(2) 提出書類

- ア 受験願書 (様式第1号によること。)
 イ 履歴書 (特に菓子製造業務に関する経歴を詳細に記入すること。)
 ウ 受験資格を有することを証する書類
 エ 菓子製造業従事証明書 (様式第2号によること。)
 オ 写真 (受験願書提出前6箇月以内に撮影した名刺型の正面無帽上半身像のもの)
 (3) 提出期間

昭和51年10月18日から昭和51年10月23日まで

ただし、郵送の場合は、提出期間内の日付けの消印のあるものに限り、有効とする。

6 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けること。この場合消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び受験票

8 その他

(1) 受験者は、試験当日午前8時30分までに試験場に出頭し、係員の指示を受けること。

(2) 合格者の氏名は、試験後10日以内に所轄保健所に掲示するとともに、合格者に合格証書を交付する。

様式第1号

収入証紙
はり付け欄

製菓衛生師試験受験願書

鳥取県知事

殿

年 月 日

本籍

住所 (番地及び〇〇方も記入すること。)

郵便番号 □□□-□□

氏 名 ④

年 月 日生

製菓衛生師法第4条の製菓衛生師試験を受けたいので出願します。

備 考

1 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

2 次の書類を添付すること。

(1) 履歴書

(2) 製菓衛生師法第5条又は同法附則第2項に該当することを証する書類 (菓子製造業に従事したことを証する書類は、別に定める様式によること。)

(3) 写真 (受験願書提出前6月以内に撮影した名刺型の正面无帽上半身像のもの)

様式第2号

菓子製造業従事証明書

- 1 従事者 本籍 住所 氏名 年 月 日生
- 2 従事した期間 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日間
- 3 菓子製造業に従事した施設の名称及び所在地並びに当該施設に係る製造業の営業の許可年月日及び許可番号(廃業している場合は、廃業当時の営業の許可年月日及び許可番号)
- 4 従事業務の概要

上記のとおり菓子製造業に従事したことを証明します。

年 月 日

証明者 氏 名 ㊟

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。

雑 報

地方職員共済組合役員の異動について

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第14条第4項の規定に基づき、役員の異動について、次のとおり公告する。

昭和51年10月5日

地方職員共済組合理事長 増 子 正 宏

退 任 理事(非常勤) 土 田 栄 作

(8月21日付)

就 任 理事(非常勤) 森 繁 一

(9月1日付)